

豊田市山間地獣医療支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、山間地獣医療支援補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 診療効率の悪い山間地で往診する家畜診療所に対し、往診にかかる経費を支援することで、獣医療体制の確保を図る。

（定義）

第3条 山間地とは、足助地区、旭地区、稲武地区、小原地区、下山地区、藤岡地区をいう。
2 対象農家とは山間地の肉用牛農家をいう。

（補助対象事業者）

第4条 対象農家へ往診する家畜診療所（獣医療法（平成4年5月20日号外法律第四十六号）第三条に基づき愛知県知事に届出をした診療所）を開設した者であって、次条に基づく承認を受けた者を補助対象事業者とする。
2 前項にかかわらず、国又は地方自治体により設置された家畜診療所を除く。

（往診計画）

第5条 補助金交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度第7条に基づく交付申請をするより前に、往診計画について市長の承認を受けなくてはならない。
2 申請者は、往診計画承認申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなくてはならない。
（1）家畜診療所に所属する者の獣医師免許証及び家畜人工授精師免許証
（2）家畜診療所が法人であるときは、その役員名簿（様式第2号）
3 前項の申請があったときは、市長はすみやかにその内容を確認し、承認通知書（様式第3号）を交付する。
4 申請者は、家畜診療所の情報及び所属する獣医師並びに家畜人工授精師に変更等があった場合は、変更届（様式第4号）により届け出なくてはならない。

（補助対象経費）

第6条 申請者に属する同一の獣医師又は家畜人工授精師（以下「獣医師等」という。）が、山間地の肉用牛農家への往診にかかる経費に対し、下記に定める額を往診回数に応じて交付する。ただし、帯同した獣医師等は補助対象としない。
（1）山間地の対象農家への往診 1回 7,000円
（2）同じ日に異なる地区の対象農家への往診 1回 4,000円

(3) 山間地に所在地のある家畜診療所が行う異なる地区の対象農家への往診

1回 4,000円

2 家畜人工授精師は家畜改良増殖法で認められた繁殖管理行為に限る。

(交付の申請及び実績報告)

第7条 申請者は、別表1に示す区分ごとの申請期限までに山間地獣医療支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 実績報告取りまとめ表(様式6号)

(2) 日報等、獣医師等ごとの行程がわかる書類の写し又はスキャンデータ

(3) その他市長が必要と認めた書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、あいち電子申請・届出システム(平成16年あいち電子申請・届出システム利用規則)により、申請することができる。

(交付額の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類の審査を行い、適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定をし、山間地獣医療支援補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に当たり、申請者に対して条件を付することができるものとする。

3 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で豊田市税の収納状況を確認することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長はあいち電子申請・届け出システムにより、通知することができる。

(交付の除外要件)

第9条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、申請者が次のいずれかに該当する場合は、交付の決定をしないことができる。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 豊田市税を滞納しているとき。

(補助金の交付等)

第10条 第8条の決定通知を受けた申請者は、速やかに補助金の請求をし、市長は、この請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させなければならない。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の運用又は補助金の執行方法が不適當と認められるとき。
- (4) 第9条各号のいずれかに該当するとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は令和6年4月1日から施行する。

別表 1

区分	診療日	申請期限
第 1 四半期	4 月 1 日から 6 月 3 0 日まで	7 月 1 0 日
第 2 四半期	7 月 1 日から 9 月 3 0 日まで	1 0 月 1 0 日
第 3 四半期	1 0 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで	1 月 1 0 日
第 4 四半期	1 月 1 日から 3 月 3 1 日まで	3 月 3 1 日

年度往診計画承認申請書

豊田市長

当家畜診療所は豊田市山間地獣医療支援補助金を申請したいので、豊田市山間地獣医療支援補助金交付要綱第 5 条第 1 項に基づき令和 年度往診計画の承認を申請します。

1 申請者情報

家畜診療所の開設者 氏名 (法人の場合は名称・代表者 役職・氏名)	
開設者の住所 (法人の場合は所在地)	
家畜診療所名称	
家畜診療所所在地	

2 往診計画内容

所属する 獣医師	氏名 登録番号	
所属する 家畜人工授精師	氏名 登録番号	
往診予定の 肉用牛経営農家	経営者名 畜舎所在地	
	経営者名 畜舎所在地	
	経営者名 畜舎所在地	
	経営者名 畜舎所在地	

※枠に入らない場合は、別紙を作成のこと。

3 添付書類

- (1) 家畜診療所に所属する者全員の獣医師免許証及び家畜人工授精師免許証
- (2) 役員名簿(様式第 2 号)(家畜診療所が法人であるとき)

【裏面へ続く】

4 同意・誓約事項

内容	同意・誓約欄 (☑チェックしてください。)
1 豊田市税を滞納していない。	☐
2 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することに同意します。	☐

[illegible]

様式第 2 号

役員名簿

役職名	氏名	住所	生年月日

様式第 3 号

年 月 日

往診計画承認通知書

様

豊田市長

豊田市山間地獣医療支援補助金交付要綱第 5 条第 3 項に基づき、令和 年度往診計画を承認
しましたので、通知します。

第 7 条に基づく交付申請を適宜行ってください。

豊田市長

往診計画変更届

申請者

年 月 日付けにて承認のありました往診計画に変更がありましたので、豊田市山間地獣医療支援補助金交付要綱第 5 条第 4 項に基づき届出ます。

1 変更内容

項目		変更前	変更後
申請者情報	開設者 氏名・名称等		
	開設者住所		
	診療所名称		
	家畜診療所 所在地		
所属する 獣医師	氏名 登録番号		
所属する 家畜人工授 精師	氏名 登録番号		

2 変更理由

3 添付書類（変更内容を証する書類）

年 月 日

山間地獣医療支援補助金
交付申請書兼実績報告書

豊田市長様

申請者

年度第 四半期において、下記の事業を実施したので、豊田市山間地獣医療支援補助金
交付要綱第 7 条により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額

金 円

2 添付書類

- (1) 実績報告取りまとめ表（様式 6 号）
- (2) 日報等、獣医師等ごとの行程がわかる書類
- (3) その他市長が必要と認めた書類

様式第 6 号

実績報告取りまとめ表

地区	藤岡	足助		旭			下山			補助金の額
農家名										
月日										
合計										

農家ごとにその日の往診内容を記載

様式第 7 号

山間地獣医療支援補助金
交付決定通知書兼確定通知書

様

豊田市長

年 月 日付けで交付申請のあった豊田市畜産振興対策補助金（ 年度第 四半期）については、豊田市山間地獣医療支援補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記の通り交付の決定及び額の確定をしましたので、通知します。

記

1 補助金額

金

円